

請負 注文者による契約の解除 管業 H25-05-2 《#456》

【問】 正誤をつけよ。

管理組合法人A(以下、本問において「A」という。)は、建設会社B(以下、本問において「B」という。)との間でマンションの共用部分である1階部分の廊下の修繕工事(以下、本問において「本件工事」という。)を内容とする請負契約を締結した。本件工事が完成しない間は、Aは、Bに対し、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 注文者による契約の解除

請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。(民法 641 条)。

⇒ 注文者は、契約の成立後仕事完成前であれば、理由なく解除できる、ということ